

平成24年度三田市職員採用

三田市民病院職員募集要項

(作業療法士)

三田市は今、「急成長都市」から「成熟都市」に大きく飛躍しています。

この三田で、患者の皆様とその家族のために、

「安心、納得、心のこもった医療」の提供を目指し、

自分を磨き、頑張る人を求めています。



試験日 平成24年3月11日(日)

受付期間 平成24年2月22日(水)～3月6日(火)

(ただし、土曜、日曜及び祝日を除きます)

お問い合わせ・受付先

669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1

三田市民病院 事務局 総務課(3階)

☎ (079) 565-8605 (直通)

職種・採用予定人員・受験資格

| 職種 | 採用人員 | 受験資格 |
|-----------------------------|------|---|
| 三田市民病院 医療技術職員 (作業療法士) | 1名 | ・ 昭和57年4月2日以降に出生した人で作業療法士の免許を有する人、または、平成24年国家試験により同免許取得見込の人で平成24年4月1日付で勤務可能の人 |

[注] 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。

業務内容

作業療法士業務

採用試験

1 試験日・場所

- ・ 日時：平成24年3月11日（日）

【詳細は、受験申込時にお渡します「受験要領」をご覧ください】

- ・ 場所：三田市民病院 3階 講堂

2 試験科目等

| 科目 | 時間 | 試験内容 |
|----------|-----|---------------------|
| i 専門試験 | 60分 | 専門職としての基本的な知識等について |
| ii 適性検査 | 60分 | 職務に対する適性について |
| iii 作文試験 | 60分 | 課題に対する思考力及び表現力等について |
| iv 個別面接 | 15分 | 個別による面接試験 |

3 試験当日持参するもの

受験票、筆記用具（H B鉛筆・消ゴム等）及び昼食等

試験結果

平成24年3月下旬に発表予定（受験者全員に合格・不合格を通知します。）

採用時期

平成24年4月1日付

待 遇

1 初任給 (平成24年1月1日現在基準)

- ・ 専門学校（3年制）卒（地域手当6%を含む） 178,000円程度
- ・ 大学（4年制）卒（地域手当6%を含む） 193,000円程度
- ・ 30歳モデル（地域手当6%を含む） 251,400円程度

※ 一定期間の作業療法士として実務経験のある場合は、規定により加算することがあります。

2 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当などを規定に基づいて支給。

応募手続き

| | |
|-------------------|--|
| 1 期間 | 平成24年2月22日（水）～3月6日（火） (土・日・祝日を除きます) 郵送の場合は、3月6日（火）午後5時00分到着分まで |
| 2 時間 | 午前8時30分から午後5時00分まで |
| 3 場所 | 〒669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1 三田市民病院 事務局 総務課 ☎079(565)8605（直通） |
| 4 提出書類 | <ul style="list-style-type: none">① 受験申込書 (所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付) 《写真サイズ：たて5.0センチ×よこ4.0センチ》② 受験票 (所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付) 《写真サイズ　たて5.0センチ×よこ4.0センチ》③ 試験結果通知用封筒 【90円切手を貼付した長形3号封筒】に「返送先」を明記のうえ提出してください④ 受験票・受験要領返信用封筒（応募書類を郵送する場合） 【90円切手を貼付した長形3号封筒】に「返送先」と「職員採用試験受験票・受験要領在中」と朱書きのうえ提出してください。⑤ 実務経験申告書 作業療法士として実務経験のある場合は、所定の用紙に必要事項を記載のうえ提出してください。⑥ 資格証（資格取得者）：作業療法士免許証（写）⑦ 成績証明書（免許取得見込の場合） |
| 5 その他 | <u>採用前健康診断は、試験合格者に追って通知します。</u> また、健康診断の結果により、最終合格発表を行います。 |
| ○ 募集要項の郵送を希望される場合 | 「職員（作業療法士）募集要項請求」を明記のうえ「返送先」を明記した封筒（90円切手を貼付した長形3号に限る）を同封のうえご請求ください。 【2月29日（水）到着分までとします】 |

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- 成年被後見人又は被補佐人
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者